



山形県公報

平成30年3月20日(火)

号 外 (3)

目 次

条 例

- 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例…………… (人 事 課) ……13
- 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) ……14
- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例…………… (同) ……19
- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例…………… (同) ……同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) ……同
- 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) ……24
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) ……25
- 山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例…………… (みどり自然課) ……26
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品安全衛生課) ……同
- 山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例…………… (子育て支援課) ……同
- 山形県国民健康保険広域化等支援基金条例等を廃止する条例…………… (健康福祉企画課) ……27
- 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例…………… (同) ……28
- 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例…………… (地域福祉推進課) ……同
- 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (地域医療対策課) ……同
- 医療法施行条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例…………… (健康長寿推進課) ……29
- 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例…………… (同) ……31
- 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例…………… (同) ……36
- 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) ……39
- 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) ……41
- 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (同) ……同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

- 部を改正する条例……………（障がい福祉課）…同
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…42
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…47
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…同
- 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…55
- 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…56
- 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例……………（産業政策課）…同
- 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例……………（工業戦略技術振興課）…57
- 山形県文化基本条例……………（県民文化スポーツ課）…58
- 山形県総合文化芸術館条例……………（同）…62
- 山形県主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例…（県産米ブランド推進課）…66
- 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例……………（農村計画課）…同
- 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………（県土利用政策課）…67
- 山形県都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市計画課）…68
- 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………（道路保全課）…同
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例……………（空港港湾課）…73
- 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（教育庁）…同
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………（警察本部）…74
- 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（病院事業局）…同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（県条例第1号）（人事課）
- 1 国家公務員の退職手当の改正措置に準じ、退職手当について、山形県職員等に対する退職手当支給条例本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げることとした。（附則第35項、昭和48年7月県条例第38号附則第5項及び平成18年3月県条例第9号附則第2項関係）
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第2号）（人事課）
- 1 知事等に対する退職手当の額を引き下げることとした。（改正後の第3条第1項関係）
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第3号）（人事課）
- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正
議会の議員の報酬月額、知事等の給料月額及び行政委員会の委員等の報酬額を引き上げるこ

ととした。

2 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部改正

この条例による改正後の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）による改正前の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に100分の102.3を乗じて得た額（以下「報酬の上限額」という。）を超える教育委員会の委員等に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、報酬の上限額とすることとした。（附則第2項関係）

3 その他

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における議会の議員の報酬月額、知事等の給料月額及び行政委員会の委員等の報酬に関する特例を定めることとした。

◇ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例（県条例第4号）（人事課）

1 知事、副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額及び山形県職員等の給与に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の管理職手当の額を平成22年12月1日から減額して支給する措置を廃止することとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例（県条例第5号）（人事課）

1 知事、副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るもの限り、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第3号）附則別表第2に規定する給料月額にかかわらず、その者に係る同表に掲げる額から、知事及び副知事にあっては当該額に100分の10、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあっては当該額に100分の5をそれぞれ乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とすることとした。（第1条関係）

2 山形県職員等の給与に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の管理職手当の額は、特例期間に係るもの限り、山形県職員等の給与に関する条例第10条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の18を乗じて得た額を減じて得た額とすることとした。（第2条関係）

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（財政課）

1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。（改正後の第2条第1項第124号の6、第124号の7、第139号の3の8～第139号の3の10、第230号の2、第230号の3及び第361号関係）

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査等

(2) 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡の承認の申請に対する審査等

(3) 介護保険法の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査等

(4) 建築基準法の規定に基づく田園住居地域における建築等の許可申請に対する審査

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第29号、第31号、第32号、第35号、第37号、第38号、第48号、第75号、第103号、第139号の7の6、第253号、第254号、第386号、第435号、第437号、第447号、第453号、第455号の8、第456号の2、第456号の3、第457号の3、第457号の5、第467号、第471号、第473号、第474号、第477号及び第478号並びに同条第2項第1号～第4号、第5号の4～第12号関係）

(1) 危険物取扱者免状交付手数料、危険物取扱者免状再交付手数料、危険物取扱者試験手数料、消防設備士免状交付手数料、消防設備士免状再交付手数料及び消防設備士試験手数料

(2) 火薬類運搬証明書交付手数料

- (3) 高圧ガス容器検査等手数料
 - (4) 充電設備変更許可申請手数料
 - (5) 破砕業事業範囲変更許可申請手数料
 - (6) 砂利採取計画認可申請手数料及び砂利採取計画変更認可申請手数料
 - (7) 二級建築士試験又は木造建築士試験手数料
 - (8) 国際競技参加外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料及び銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料
 - (9) 質屋営業許可申請手数料
 - (10) 核燃料物質等運搬証明書書換え手数料
 - (11) 駐車監視員資格者証再交付手数料、運転経歴証明書交付手数料、運転経歴証明書再交付手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数料及び認知機能検査員講習手数料
 - (12) 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料及び機械警備業務管理者資格者証書換え手数料
 - (13) 自動車運転代行業認定申請手数料及び自動車運転代行業認定証再交付手数料
 - (14) 探偵業変更届出証明書交付手数料及び探偵業届出証明書再交付手数料
 - (15) 運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証交付手数料、免許証再交付手数料、認知機能検査手数料、審査手数料、技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員資格者証交付手数料、教習指導員審査手数料、国外運転免許証交付手数料及び講習手数料
- 3 道路交通法の規定に基づく運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者から手数料を徴収することとした。（改正後の第2条第2項第5号の2関係）
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、2の(1)の改正は、同年5月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（市町村課）
- 1 県議会議員の選挙における候補者は、7円51銭に選挙運動のために使用するビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内でビラを無料で作成することができることとした。（第6条関係）
 - 2 この条例は、平成31年3月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（市町村課）
- 1 次に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。（改正後の第2条第1項の表第9項第17号及び同表第12項関係）
 - (1) 山形県屋外広告物条例の規定に基づく点検の結果の報告の受理 酒田市
 - (2) 建築基準法の規定に基づく田園住居地域における建築許可の申請の受付 山形市以外の市及び各町村
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正規定は、同年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（みどり自然課）
- 1 都市計画法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（食品安全衛生課）
- 1 旅館・ホテル営業の施設の構造設備等の基準を定めることとした。（第1条の2及び第4条関係）
 - 2 この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。
- ◇ 山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（食品安全衛生課）
- 1 農業災害補償法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（子育て支援課）
山形県安心こども基金の設置期間を平成33年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県国民健康保険広域化等支援基金条例等を廃止する条例（県条例第13号）（健康福祉企画課）
 - 1 山形県国民健康保険広域化等支援基金及び山形県国民健康保険調整交付金を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（健康福祉企画課）
 - 1 山形県後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための割合を零とすることとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（健康福祉企画課）
 - 1 山形県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を財源とする交付金の交付を受けた市町村から拠出金を徴収することとした。（改正後の第2条関係）
 - 2 県の国民健康保険に関する特別会計に生じた収入不足額に相当する額を当該特別会計に繰り入れる場合には、基金を処分することができることとした。（改正後の第7条関係）
 - 3 基金を財源とする交付事業を行う特別の事情を定めることとした。（改正後の第8条関係）
 - 4 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第19条第1項に規定する特例事業に要する経費に充てる場合には、基金を処分することができることとした。（附則第2項関係）
 - 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（健康福祉企画課）
 - 1 国民健康保険法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（地域福祉推進課）

山形県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を平成31年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（地域医療対策課）
 - 1 介護保険法に規定する介護医療院において看護職員の業務に従事しているときは、修学資金の返還債務の履行を猶予することとするとともに、当該業務に5年間従事したときは当該返還債務を免除することとした。（別表関係）
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 医療法施行条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（地域医療対策課）
 - 1 地域における既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例（県条例第20号）（健康長寿推進課）
 - 1 この条例は、県民の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会をいう。）の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）
 - 2 県民の健康づくりの推進に関する基本理念を定めることとした。（第2条関係）

- 3 県民、事業者及び健康づくり関係者の役割並びに県の責務並びに県と市町村等との連携について定めることとした。（第4条～第7条関係）
 - 4 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備することとした。（第8条関係）
 - 5 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることとした。（第9条関係）
 - 6 県民の健康づくりの推進に関する基本的施策について、次のとおり定めることとした。（第10条～第17条関係）
 - (1) 生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療
 - (2) 食習慣の改善
 - (3) 運動その他の身体活動の促進
 - (4) 飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知
 - (5) 休養による心身の健康の保持
 - (6) 人材育成
 - (7) 調査
 - (8) 顕彰
 - 7 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康長寿県やまがた推進基金を設置することとした。（第18条～第24条関係）
- ◇ 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（県条例第21号）（健康長寿推進課）
- 1 介護保険法の規定に基づき、次に掲げる施設ごとに人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。
 - (1) 介護医療院（第3条～第16条関係）
 - (2) ユニット型介護医療院（第17条～第21条関係）
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例（県条例第22号）（健康長寿推進課）
- 1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第23号）（健康長寿推進課）
- 1 共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業者及び指定重度訪問介護事業者が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第18条の2及び第18条の3関係）
 - 2 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者は、事業所ごとに医師を置かなければならないこととするとともに、介護医療院において指定訪問リハビリテーションの事業を行うことができることとした。（第46条第1項及び第47条第1項関係）
 - 3 看護職員が行う指定居宅療養管理指導の事業の基準を廃止することとした。（第53条～第55条及び第57条関係）
 - 4 共生型通所介護の事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第72条及び第73条関係）
 - 5 共生型短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第111条の2及び第111条の3関係）
 - 6 介護医療院に併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員に関する基準並びに介護医療院である指定短期入所療養介護事業所等の人員及び設備に関する基準を定めることとした。（第98条第2項、第119条、第120条及び第127条関係）
 - 7 福祉用具専門相談員は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、全国平均貸与価格等に関する

る情報及び同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者
に提供することとした。（第154条関係）

8 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
（県条例第24号）（健康長寿推進課）

1 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者は、事業所ごとに医師を置かなければ
ならないこととするとともに、介護医療院において指定介護予防訪問リハビリテーションの事
業を行うことができることとした。（第46条及び第47条第1項関係）

2 看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導の事業の基準を廃止することとした。（第53
条～第55条関係）

3 共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う指定短期入所事業者が満たすべき基準を定め
ることとした。（改正後の第103条の2及び第103条の3関係）

4 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所等の人員及び設備に関する基準を定め
ることとした。（第112条及び第121条関係）

5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例（県条例第25号）（健康長寿推進課）

1 介護医療院を併設するサテライト型小規模介護老人保健施設等の施設に関する基準を定める
こととした。（第4条及び第17条関係）

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例（県条例第26号）（健康長寿推進課）

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の適用期間を平成36年3月31日ま
で延長することとした。

- ◇ 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条
例第27号）（障がい福祉課）

1 主として自閉症児又は肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び主として
重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに置かなければならない職員のうち
看護師を、保健師、助産師、看護師又は准看護師とすることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例（県条例第28号）（障がい福祉課）

1 指定児童発達支援事業所及び基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者のうち指導員又
は保育士を、児童指導員、保育士又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であつ
て、障害福祉サービスに係る業務に2年以上従事したものとすることとした。（第6条第1項
第1号及び第26条第1項第1号関係）

2 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者のうち看護師
を、保健師、助産師、看護師又は准看護師とすることとした。（第6条第3項第2号関係）

3 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者、指定通所介護事業者等及び指定小規
模多機能型居宅介護事業者等が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第25条の2～
第25条の5関係）

4 指定医療型児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサ
ービス事業所に置くべき従業者のうち看護師を、保健師、助産師、看護師又は准看護師とす
ることとした。（第33条第1項第4号及び第40条第3項第2号関係）

5 指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定め
ることとした。（改正後の第47条の2～第47条の7関係）

- 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第29号）（障がい福祉課）
- 1 指定福祉型障害児入所施設に置かなければならない従業者のうち看護師を、保健師、助産師、看護師又は准看護師とすることとした。（第5条第1項第2号関係）
 - 2 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合の従業者及び設備の基準の特例を廃止することとした。（第5条第4項及び第6条第5項関係）
 - 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第30号）（障がい福祉課）
- 1 共生型居宅介護又は共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第20条の2～第20条の4関係）
 - 2 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等、指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第43条の2～第43条の5関係）
 - 3 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第52条の2～第52条の4関係）
 - 4 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第74条の2～第74条の4関係）
 - 5 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等が満たすべき基準を定めることとした。（改正後の第81条の2～第81条の4関係）
 - 6 指定就労定着支援の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（改正後の第102条の2～第102条の9関係）
 - 7 指定自立生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（改正後の第102条の10～第102条の15関係）
 - 8 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（改正後の第107条の2～第107条の7関係）
 - 9 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第31号）（障がい福祉課）
- 1 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、施設障害福祉サービス及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合の従業者及び設備の基準の特例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（県条例第32号）（障がい福祉課）
- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例（県条例第33号）（産業政策課）
- 1 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（県条例第34号）（工業戦略技術振興課）
- 1 ロボット模擬動作試験を委託しようとする者から手数料を徴収するとともに、顕微鏡試験に

係る手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

◇ 山形県文化基本条例（県条例第35号）（県民文化スポーツ課）

1 この条例は、文化の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 文化の推進に関する基本理念を定めることとした。（第2条関係）

3 県の責務並びに県民、文化団体等、教育機関及び事業者の役割並びに県と市町村との連携について定めることとした。（第3条～第8条関係）

4 県は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めることとした。（第9条関係）

5 県は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備することとした。（第10条関係）

6 県は、文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることとした。（第11条関係）

7 文化の振興等に関する施策について、次のとおり定めることとした。（第12条～第17条関係）

- (1) 芸術の振興
- (2) 生活文化等の振興
- (3) 伝統芸能等の継承及び発展
- (4) 特色ある文化の継承及び発展
- (5) 文化財等の保存及び活用
- (6) デザインの保存及び活用

8 文化に親しむ環境づくりに関する施策について、次のとおり定めることとした。（第18条～第21条関係）

- (1) 県民の文化に親しむ機会の充実
- (2) 文化施設の充実及び活用の促進
- (3) 事業者による文化活動等の促進
- (4) 文化情報の収集及び提供

9 文化をはぐくむ人づくりに関する施策について、次のとおり定めることとした。（第22条～第26条関係）

- (1) 県民の文化発信力の向上
- (2) 子どもの創造性等の育成
- (3) 高齢者及び障がい者の文化活動の促進
- (4) 文化の担い手の育成及び確保
- (5) 顕彰

10 文化を活用した社会づくりに関する施策について、次のとおり定めることとした。（第27条～第30条関係）

- (1) 文化の活用による地域の活性化
- (2) 文化の活用による経済の活性化
- (3) 文化の活用による観光振興
- (4) 文化に関する情報発信及び交流の推進

◇ 山形県総合文化芸術館条例（県条例第36号）（県民文化スポーツ課）

1 本県の文化芸術活動、多様な交流及び本県の魅力の発信の拠点として地域の活性化に資するため、山形県総合文化芸術館（以下「総合文化芸術館」という。）を山形市に設置することとした。（第1条関係）

- 2 総合文化芸術館の施設又は設備で一定のもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととし、知事は、当該許可に総合文化芸術館の管理に必要な範囲で条件を付することができることとした。（第2条関係）
 - 3 知事は、施設等の使用の目的、方法等が一定の場合に該当するときは、2の許可をしてはならないこととした。（第3条関係）
 - 4 知事は、2の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が一定の場合に該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命じることができることとした。（第4条関係）
 - 5 県は、指定管理者が総合文化芸術館の管理を行う場合を除き、使用者から、施設等の使用に係る料金（以下「使用料」という。）を徴収することとし、知事は、公益上特に必要があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を免除することができることとした。（第5条関係）
 - 6 5により徴収した使用料は、還付しないこととした。ただし、使用者が一定の条件を満たす場合に限り、その全部又は一部を還付することができることとした。（第6条関係）
 - 7 総合文化芸術館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができることとした。（第7条関係）
 - 8 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて総合文化芸術館の開館時間及び休館日を定めるものとし、知事は、当該承認をしたときは、速やかに公示するものとした。（第8条第2項及び第3項関係）
 - 9 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする事とした。（第9条第1項関係）
 - (1) 総合文化芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 総合文化芸術館の運営に関する業務
 - (3) 2の施設等の使用の許可に関する業務
 - (4) 4の施設等の使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務
 - (5) 上記のほか、総合文化芸術館の管理に関し知事が必要と認める業務
 - 10 指定管理者が総合文化芸術館の管理を行う場合には、使用者及び駐車場を使用する者は、施設等及び駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならないこととし、利用料金は、一定の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。（第10条第1項及び第2項関係）
 - 11 知事は、10の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示することとした。（第10条第3項関係）
 - 12 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとし、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができることとした。（第10条第4項及び第5項関係）
 - 13 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないこととした。ただし、使用者が一定の条件を満たす場合に限り、その全部又は一部を還付することができることとした。（第11条関係）
 - 14 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- ◇ 山形県主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例（県条例第37号）（県産米ブランド推進課）
- 1 主要農作物種子法の廃止に伴い、条例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第38号）（農村計画課）
- 1 題名を山形県営土地改良事業分担金等徴収条例に改めることとした。（題名関係）
 - 2 県は、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づく県営土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき、当該機構関連事業の計画を定めた旨を

公告した日から当該機構関連事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者が県営土地改良事業の施行に係る農用地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供する場合等に特別徴収金を徴収することとした。（第5条の2関係）

- ◇ 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例（県条例第39号）（県土利用政策課）
 - 1 田園住居地域において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならないこととした。（第2条第1項第1号イ関係）
 - 2 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない物件からパーキングメーターを除外することとした。（第2条第2項第6号関係）
 - 3 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、一定の屋外広告物を除き、当該屋外広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期に点検を行い、必要が生じたときは、修繕その他の措置を講じなければならないこととした。（改正後の第12条の2第1項関係）
 - 4 屋外広告物の表示又は設置の許可の更新を受けようとする者は、3の点検及び講じた措置の内容について、知事に報告しなければならないこととした。（改正後の第12条の2第2項関係）
 - 5 この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。ただし、2の改正規定は公布の日から、1の改正規定は同年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第40号）（都市計画課）

一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準を定めることとした。
- ◇ 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（県条例第41号）（道路保全課）
 - 1 道路占用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（空港港湾課）
 - 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
 - 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
 - 3 山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
 - 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（教育庁）
 - 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（警察本部）
 - 1 次に掲げる者から徴収する手数料の額を改定することとした。
 - (1) 営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者
 - (2) 特例風俗営業者の認定を受けようとする者
 - (3) 特定遊興営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興営業許可を受けようとする者
 - 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（病院事業局）

病院事業の診療科目を整理することとした。

条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第1号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正)

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附則第35項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第2号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中	100分の55	を	100分の53	に改める。
	100分の38		100分の36.5	
	100分の26		100分の25	
	100分の26		100分の25	
	100分の26		100分の25	
	100分の17		100分の16.5	

100分の17

100分の16.5

第5条第1項第3号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第3号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「16,200円」を「16,500円」に改める。

別表第1 議員報酬月額欄中

867,000円
774,000円
746,000円

を

904,000円
807,000円
778,000円

に改める。

別表第2 給料月額欄中

1,212,000円
933,000円

を

1,240,000円
954,000円

に、

「783,000円」を「801,000円」に、「606,000円」を「619,000円」に改める。

日額	25,900円
同	28,800円
同	25,900円
同	10,800円
同	25,900円
月額	192,000円
日額	25,900円
月額	192,000円

日額	26,400円
同	29,400円
同	26,400円
同	11,000円
同	26,400円
月額	196,000円
日額	26,400円
月額	196,000円

別表第3 報酬額の欄中

日額	25,900円
同	28,800円
同	25,900円
同	10,800円
同	28,800円
同	25,900円
同	10,800円
同	28,800円
同	25,900円
同	28,800円
同	25,900円

を

日額	26,400円
同	29,400円
同	26,400円
同	11,000円
同	29,400円
同	26,400円
同	11,000円
同	29,400円
同	26,400円
同	29,400円
同	26,400円

に、

「31,400円」を「32,100円」に、「270,000円」を「276,000円」に、「279,000円」を「285,000円」に改める。

（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「額を」を「額に100分の102.3を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合においては1,000円未満の端数を、100,000円未満である場合においては100円未満の端数を切り捨てた額。以下「報酬の上限額」という。）を」に、「同項の規定を適用したとしたならばその者に支給すべきこととなる報酬の額」を「報酬の上限額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における報酬等に関する特例）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における議会の議員の議員報酬は、第1条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第3条第1項に規定する知事等の給料は、新条例別表第2の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項に規定する教育委員会の委員等の報酬は、新条例別表第3の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。
- 5 前項の規定を適用する場合において、支給すべき1月当たりの報酬の額が附則別表第4の左欄に掲げる職ごとに同表の右欄に定める額を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、同項及び第2条の規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定にかかわらず、同欄に定める額とする。
- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における新条例第6条第1項に規定する附属機関の委員等の報酬については、同項中「16,500円」とあるのは、「16,400円」とする。

附則別表第1

職名	議員報酬月額
議長	886,000円
副議長	791,000円
議員	762,000円

附則別表第2

職名	給料月額
知事	1,226,000円
副知事	944,000円
教育長	792,000円以内で知事が定める額
企業管理者	792,000円以内で知事が定める額
病院事業管理者	792,000円以内で知事が定める額
常勤の監査委員	613,000円以内で知事が定める額
常勤の人事委員会の委員	613,000円以内で知事が定める額

附則別表第3

職名	報酬額
教育委員会の委員	日額 26,200円

選挙管理委員会の委員	委員長	同	29,100円
	委員	同	26,200円
	補充員	同	10,900円
非常勤の監査委員		同	26,200円
非常勤の人事委員会の委員	委員長	月額	194,000円
	委員	日額	26,200円
公安委員会の委員	委員長	月額	194,000円
	委員	日額	26,200円
労働委員会の委員	会長	同	29,100円
	委員	同	26,200円
	特別調整委員	同	10,900円
	あっせん員		
	あっせん員候補者		
収用委員会の委員	会長	同	29,100円
	委員	同	26,200円
	予備委員	同	10,900円
	あっせん委員		
	仲裁委員		
海区漁業調整委員会の委員	会長	同	29,100円
	委員	同	26,200円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	同	29,100円
	委員	同	26,200円
選挙長		同	10,600円

選挙分会長		同	10,600円
選挙立会人		同	8,800円
審査分会長		同	10,600円
審査分会立会人		同	8,800円
非常勤の職員等	日額をもって定める者	日額31,800円以内で任命権者が定める額	
	月額をもって定める者	月額273,000円以内で任命権者が定める額	
	年額をもって定める者	年額282,000円以内で任命権者が定める額	

附則別表第4

職名		報酬額
教育委員会の委員		173,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	178,000円
	委員	151,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者のうちから選任する委員	178,000円
	議会の議員のうちから選任する委員	97,100円
非常勤の人事委員会の委員	委員	173,000円
公安委員会の委員	委員	173,000円
労働委員会の委員	会長	194,000円
	会長代理	173,000円
	公益委員	151,000円
	その他の委員	140,000円

収用委員会の委員	会長	70,700円
	委員	62,200円
海区漁業調整委員会の委員	会長	28,200円
	委員	25,400円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	28,200円
	委員	25,400円

知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成14年3月県条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第5号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例

（知事等の給与の特例）

第1条 知事、副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に係るもの限り、山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第3号）附則別表第2に規定する給料月額にかかわらず、その者に係る同表に掲げる額から、知事及び副知事にあつては当該額に100分の10、教育長、企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員にあつては当該額に100分の5をそれぞれ乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じて得た額とする。

（職員の給与の特例）

第2条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員の管理職手当の額は、特例期間に係るもの限り、給与条例第10条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の18を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第29号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第31号中「1,800円」を「1,900円」に改め、同項第32号中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同項第35号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第37号中「1,800円」を「1,900円」に改め、同項第38号中「5,000円」を「5,700円」に、「3,400円」を「3,800円」に改め、同項第48号中「2,400円」を「2,100円」に改め、同項第75号の表ロの項中「180円」を「160円」に改め、同表ハの項中「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に改め、同表ニの項中「90円」を「80円」に改め、同条第1項第103号中「19,000円」を「17,000円」に改め、同項第124号の5の次に次の2号を加える。

(124)の6 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	147,000円
---	----------------------	----------

(124)の7 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	134,000円
--	---------------------------	----------

第2条第1項中第139号の3の8を第139号の3の11とし、第139号の3の7の次に次の3号を加える。

(139)の3の8 土壤汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業の譲渡承認申請手数料	120,000円
---	-------------------	----------

(139)の3の9 土壤汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料	120,000円
---	------------------------------	----------

(139)の3の10 土壤汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業の相続承認申請手数料	120,000円
--	-------------------	----------

第2条第1項第139号の7の6中「75,000円」を「67,000円」に改め、同項第230号の次に次の2号を加える。

(230)の2 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	63,000円
--	----------------	---------

(230)の3 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可の申請（構造設備の変更を伴うものに限る。）に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	33,000円
--	----------------	---------

第2条第1項第231号中「次の表のイに掲げる」を「複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設（施設に事業所が併設されている場合における当該事業所を含む。）において一体的に運営されている」に改め、「のロ」を削り、同号の表を次のように改める。

複数の介護サービスを行う事業が、同一の介護サービス事業者により同一の事業所又は同一の施設（施設に事業所が併設されている場合における当該事業所を含む。）において一体的に運営されている場合において、当該複数の介護サービスに次のいずれかに掲げる複数の介護サービスが含まれる場合

- イ 短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護（短期入所生活介護の利用定員が特定施設入居者生活介護の入居定員の6分の1以下である場合に限る。）
- ロ 短期入所生活介護及び介護保健施設サービス（短期入所生活介護の利用定員が介護保健施設サービスの入所定員の6分の1以下である場合に限る。）
- ハ 共用型認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護

第2条第1項第253号中「37,700円」を「33,900円」に改め、同項第254号中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第361号中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同項第364号、第369号及び第384号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項第386号中「16,900円」を「17,700円」に改め、同項第435号中「1,600円」を「1,800円」に改め、同項第437号中「2,200円」を「1,900円」に改め、同項第447号中「25,000円」を「22,000円」に改め、同項第453号中「4,600円」を「5,400円」に改め、同項第455号の8中「2,000円」を「1,800円」に改め、同項第456号の2及び第456号の3中「1,000円」を「1,100円」に改め、同項第457号の3中「1,500円」を「1,800円」に改め、同項第457号の5中「講習30分間につき350円」を「1,400円（自動車安全運転センターが行う認知機能検査に関する研修等を受けた者に対する講習にあっては、800円）」に改め、同項第467号及び第471号中「2,000円」を「1,800円」に改め、同項第473号中「13,000円」を「12,000円」に改め、同項第474号中「1,900円」を「1,700円」に改め、同項第477号中「1,500円」を「1,600円」に改め、同項第478号中「1,000円」を「1,100円」に改め、同条第2項第1号の表イの項中

1,600円

 を

1,550円

 に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に改め、同表ロの項中

1,850円

 を

1,900円

 に、「2,200円」を「2,550円」に、「3,100円」を「3,350円」に改め、同表ハの項中「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に改め、同表ニの項中

1,850円

 を

1,900円

 に改め、同表ホの項中

1,750円

 を

1,700円

 に、「4,550円」を「4,800円」に改め、同表ヘの項中「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同条第2項第1号の2の表イの項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に改め、同表ロの項中「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同条第2項第2号の表イの項中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に改め、同表ロの項中「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に改め、同表ハの項中「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に改め、同表ニの項中

1,050円

 を

1,000円

 に改め、同条第2項第3号の表ロの項及び同条第2項第4号

の表口の項中

1,100円

 を

1,150円

 に改め、同条第2項第5号の3中「650円」を「750円」に改め、同号を同項第5号の4とし、同項中第5号の2を第5号の3とし、第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定 免許証経由更新手数料 2,550円
 による運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者

第2条第2項第6号中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同項第

7号中「1,100円」を「1,150円」に改め、同項第8号の表中

23,100円
19,650円
14,500円
21,700円

を

23,400円
19,500円
14,700円
21,500円

に改め、同表の付表中

3,600円
1,300円

を

3,550円
1,250円

に、

2,450円
1,950円
1,950円
2,450円
1,950円
1,950円
2,000円
1,950円
2,500円
1,750円
2,100円

を

2,500円
2,000円

2,000円
2,500円
2,000円
2,000円
2,350円
1,900円
2,650円
1,800円
2,050円

に改め、同表の備考第1項中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900

円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同備考第2項中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改め、同条第2項第9号中「1,100円」を「1,150

円」に改め、同項第10号の表中

14,600円
11,800円
9,400円
12,750円

を

14,550円
11,850円
9,650円
12,450円

に改め、同表の付表中

3,600円
1,300円
4,250円
1,350円
1,250円
1,300円
2,050円
1,250円

3,550円
1,250円
4,250円
1,400円
1,300円
1,350円
2,050円
1,300円

1,200円	1,250円
1,100円	1,250円
1,550円	1,600円
1,350円	1,350円
1,300円	1,300円
1,550円	1,600円
1,350円	1,350円
1,300円	1,300円
1,400円	1,500円
1,300円	1,300円
1,200円	1,250円

を

に改め、同表の備考第1項中「2,500円」を「2,400円」に、

「3,150円」を「2,850円」に改め、同備考第2項中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改め、同条第2項第11号中「2,400円」を「2,350円」に改め、同項第12号の表ハの項中「2,100円」を「1,950円」に改め、同表ニの項中「4,100円」を「4,450円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「2,450円」を「2,800円」に改め、同表ホの項中「4,100円」を「4,150円」に改め、同表ヘの項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表チの項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表リの項中「650円」を「750円」に改め、同表ヌの項中「2,400円」を「2,450円」に改め、

同表ヲの項中

4,650円

 を

5,100円

 に、「4,650円（）」を「5,100円（）」に、

「7,550円」を「7,950円」に、

5,650円
2,000円

 を

5,800円
2,250円

 に、「2,000円（）」を「2,250

円（）」に、「4,300円」を「4,450円」に、

2,400円

 を

2,350円

 に改め、同表ワの

項中「13,200円」を「12,500円」に改め、同表カの項中「1,900円」を「2,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第29号、第31号、第32号、第35号、第37号及び第38号の改正規定は、同年5月1日から施行する。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号**山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例**

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第142条第1項第3号」を「第142条第1項第3号及び第4号」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

第2条中「第5条」を「第5条、第6条（各号列記以外の部分に限る。）、第8条」に改める。

第6条中「山形県知事の選挙における」を削り、「（以下この条及び第8条において「知事選挙候補者」という。）は、知事選挙候補者」を「は、候補者」に、「法第142条第1項第3号」を「、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号」に、「同号」を「これらの号」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 山形県議会議員の選挙における候補者 7円51銭

(2) 山形県知事の選挙における候補者 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭

ロ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

第8条中「知事選挙候補者」を「候補者」に、「法第142条第1項第3号」を「、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

2 改正後の山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される山形県議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された山形県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号**山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第9項事務の欄中第25号を第26号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 条例第12条の2第2項の規定による点検の結果の報告の受理

第2条第1項の表第12項事務の欄第11号中「第12項」を「第14項」に改め、同表第26項事務の欄第10号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同欄第13号中「機関」を「機関又は都道府県等」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第9項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第9号

山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例

山形県自然環境保全条例（昭和48年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第9条第21項」を「第9条第22項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第10号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和33年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「営業」を「旅館業」に、「第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号」を「第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号」に改める。

第1条の2中「第1条第1項第11号、同条第2項第10号、同条第3項第7号及び同条第4項第5号」を「第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号」に改め、同条第1号中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項第4号イ及び同条第2項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県獣医師修学資金貸与条例（平成5年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ハ中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「農業共済組合連合会」を「農業共済組合」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例（平成21年2月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県国民健康保険広域化等支援基金条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号**山形県国民健康保険広域化等支援基金条例等を廃止する条例**

山形県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年10月県条例第50号）及び山形県国民健康保険調整交付金交付条例（平成17年10月県条例第99号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第14号**山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年3月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,000分の0.41」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号**山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例**

山形県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年2月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とする。

第6条中「場合」を「場合又は同条第2項の規定により同項に規定する特別会計に繰り入れる場合」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（交付事業を行う特別の事情）

第8条 算定政令第17条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- (3) その他国民健康保険の被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（拋出金の徴収）

第2条 県は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第22条第1項及び第2項並びに知事が別に定めるところにより、算定政令第17条第1項に規定する基金事業交付金の交付を受けた市町村から拋出金を徴収する。

附則第2項を次のように改める。

2 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、基金は、算定

政令附則第19条第1項に規定する特例事業に要する経費に充てる場合には、処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険運営協議会条例（平成29年7月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項に規定する協議会として、山形県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第2条 協議会の委員の定数は、16人以内とする。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年7月県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年10月県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「別表第7号」を「別表第8号」に改める。

別表中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号**医療法施行条例の一部を改正する条例**

医療法施行条例（平成24年12月県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 放射線治療病室の病床については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号**みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例**

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 県民の健康づくりの推進に関する基本的施策（第10条－第17条）

第3章 健康長寿県やまがた推進基金（第18条－第24条）

附則

健康であることは、全ての人の願いであり、県民が喜びや生きがいを持って充実した日々を過ごすための大切な基盤である。

我が国は、公衆衛生の向上、医学の進歩等により、世界でもトップクラスの平均寿命を誇り、「人生100年時代」の到来を見据えた社会のあり方が議論される時代を迎えている。そのような中、本県は高齢化率が全国的にも高く、地域の活力を維持し、伸ばしていくためには、年齢にかかわらず全ての県民が活躍できる社会の実現を目指していかなければならない。

年齢にかかわらず活躍し続けるためには、健康であることが最も大切である。

そのためには、県民一人一人が、若い頃から自らの健康を意識し、生活習慣の改善や健康診断の受診等により、生活習慣病の発症及び重症化の予防に、主体的に、かつ、継続して取り組むことが重要である。そして、それを県民、事業者、健康づくり関係者、市町村、県及び国が連携し、協力しながら社会全体で支援し、推進していくことが必要である。

また、それらの健康づくりに継続して取り組むためには「楽しみながら取り組むこと」が重要である。本県は、多くの秀麗な山々、県土を縦貫する最上川、全国一の面積を誇る天然のブナ林といった豊かな自然に囲まれており、ウォーキング、スキー、トレッキング、森林浴等、自然と触れ合い、楽しみながら健康づくりに取り組むことができる環境に恵まれている。同時に、それらの豊かな自然は四季折々の豊富な食材をもたらし、健康状態に合わせた栄養バランスの取れた食事を、身近で気軽に取ることのできる環境にも恵まれている。

そのような本県の豊かな自然環境も活用しながら、県民が総参加で生活習慣病の発症及び重症化の予防のための健康づくりに取り組むことにより、県民一人一人が家庭や働く場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会である「健康長寿県やまがた」の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の健康づくり（疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食習慣、運動習慣、休養、飲酒、喫煙、歯及び口腔の健康の保持の習慣等の生活習慣を改善すること等により、自らの健康を管理することをいう。以下同じ。）の推進に関し、

基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 県民の健康づくりの推進は、県民一人一人が健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

2 県民の健康づくりの推進は、県民、事業者、健康づくり関係者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条第1号から第7号まで及び第10号に規定する健康増進事業実施者（市町村を除く。）、医療機関その他県民の健康づくりに関係する者をいう。以下同じ。）、市町村、県及び国が相互に連携し、及び協力することにより、県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むことを旨として行われなければならない。

（県民の役割）

第3条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりに関する正しい知識を習得するとともに、健康診査、がん検診、歯科健診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織を挙げて積極的に従業員の健康増進に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（健康づくり関係者の役割）

第5条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供に努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第6条 県は、基本理念にのっとり、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村等との連携）

第7条 県は、県民の健康づくりの推進に当たっては、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

（推進体制の整備）

第8条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第9条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 県民の健康づくりの推進に関する基本的施策

（生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療）

第10条 県は、県民の生活習慣病の予防、早期の発見及び早期の治療が図られるよう、県民が健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食習慣の改善）

第11条 県は、県民の食習慣の改善を促進するため、本県の食材を活用し、かつ、年齢層に応じた適切な量及び質の食事の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（運動その他の身体活動の促進）

第12条 県は、県民の運動その他の身体活動を促進するため、本県の自然環境等を活用した運動の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知）

第13条 県は、飲酒及び喫煙が健康に与える影響に関する県民の理解を深めるため、生活習慣病の発症の危険性を高める飲酒量、喫煙が健康に与える影響等についての広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

（休養による心身の健康の保持）

第14条 県は、県民が適切な休養をることにより心身の健康を保持することができるよう、本県の自然環境等を活用した休養の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材育成）

第15条 県は、県民の健康づくりの推進に寄与する人材の育成を図るものとする。

（調査）

第16条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査を実施するものとする。

（顕彰）

第17条 県は、県民の健康づくりを推進する社会環境の整備において顕著な成果を収めた者及び県民の健康づくりの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

第3章 健康長寿県やまがた推進基金

（基金の設置）

第18条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康長寿県やまがた推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第19条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第20条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第21条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第22条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第23条 基金は、第18条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第24条 この章に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第21号

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第3条―第16条）

第3章 ユニット型介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第17条―第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（基本方針）

第3条 介護医療院（第17条第1項に規定するユニット型介護医療院を除く。以下この章において同じ。）は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第17条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第4条 介護医療院は、医師及び看護師又は准看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 薬剤師
- (2) 介護職員
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (4) 栄養士
- (5) 介護支援専門員
- (6) 診療放射線技師
- (7) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項に定めるもののほか、介護医療院の従業者の基準は、規則で定める。

（施設）

第5条 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) 談話室
- (2) 食堂

- (3) 浴室
- (4) レクリエーション・ルーム
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、介護医療院の施設の基準は、規則で定める。

（構造設備の基準）

第6条 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第18条において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第18条において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物にあって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、介護医療院サービスの利用の申込みを行った者（以下この条において「入所申込者」という。）又はその家族に対し、入所申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第9条 介護医療院は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（運営規程）

第10条 介護医療院は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

ない。

（非常災害対策）

第11条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第12条 介護医療院は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（秘密保持等）

第13条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得なければならない。

（苦情への対応）

第14条 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第15条 介護医療院は、事故の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第16条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しなければならない。

2 介護医療院は、施設介護サービス費等の請求に関する記録その他入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

第3章 ユニット型介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

（基本方針）

第17条 ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及びこれらの療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(施設)

第18条 ユニット型介護医療院は、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) サービス・ステーション
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室

2 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入居者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第19条 介護医療院サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者の私生活がみだりに他人に知られ、又は乱されることのないよう配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第20条 ユニット型介護医療院は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を定めなければならない。

(準用)

第21条 第7条、第8条及び第11条から第16条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、介護医療院の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項及び第18条第2項の規定は、適用しない。
- 3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項及び第18条第2項の規定は、適用しない。

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月県条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第19条―第22条）」を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第18条の2・第18条の3）」に、「第5節 削除」

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第19条―第22条）」を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第72条―第81条）」に、「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第112条―第117条）」を

「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第111条の2・第111条の3）」を

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第112条―第117条）

に改める。

第1条中「並びに」を「、第72条の2第1項各号並びに」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第18条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び指定重度訪問介護（指定障害福祉サービス条例第5条第2項に規定する指定重度訪問介護をいう。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第18条の3 第5条、第7条及び前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第37条第5項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第46条第1項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）」を「規則で定めるところにより、次に掲げる従業者」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第47条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第53条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第54条第1項第1号ロ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第55条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第57条第1項第1号中「指定居宅介護支援事業者等」を「指定居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第66条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第72条 通所介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス条例第77条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において同条に規定する指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第73条 第9条、第10条、第15条、第16条、第61条、第63条及び第64条第4項並びに前節（第71条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第64条第4項中「第2項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第66条第2号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第74条から第81条まで 削除

第98条第2項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第111条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス条例第47条第3項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス条例第46条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第111条の3 第10条、第15条から第17条まで、第68条、第69条、第95条及び第97条並びに第4節（第104条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第101条第3項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

第119条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第120条第1項第4号中「食堂、」を削り、「機能訓練室」を「機能訓練」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月県条例第21号）第17条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。第127条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第127条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

第154条第1号中「等に」を「、全国平均貸与価格等に」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第167条中「において」を「において、第14条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 第134条及び第144条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の

開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される第141条第1項に規定する指定特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第154条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の第53条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う同法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、改正前の第53条から第55条まで及び第57条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第104条―第109条）」を「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第103条の2・第103条の3）」に改める。

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第104条―第109条）」

第1条中「第115条の2第2項第1号」を「第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項各号」に改める。

第46条第1項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）」を「次に掲げる従業者」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第46条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者の基準は、規則で定める。

第47条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第53条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第54条第1項第1号口中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第55条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第103条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）

（次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第47条第3項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス条例第46条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第103条の3 第26条の3、第27条の3から第27条の5まで、第79条の2、第85条及び第87条並びに第4節（第94条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。

第111条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第112条第1項第4号中「食堂、」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月県条例第21号）第17条第1項に規定するユニット型介護医療院をいう。第121条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

第121条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

附則第4項を次のように改める。

- 4 第128条及び第140条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される第137条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。）においては、併設される介護老人保

健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正前の第53条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う同法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、改正前の第53条から第55条までの規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は病院」を「若しくは介護医療院（法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第17条第1項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第26号

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第17条第1項」を「ユニット型指定介護療養型医療施設（第17条第1項）に、「を除く」を「をいう。次条において同じ。）を除く」に改める。

第3条第4項中「及び第17条第1項に規定する」を「に」に、「場合の」を「場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」に改める。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第45条第3項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第8項及び第52条第5項において同じ。）」に、同条第8項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第52条第5項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第26条―第31条の2）」を
「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第25条の2―第25条の5）」に、
第6節 基準該当通所支援に関する基準（第26条―第31条の2）」に、

「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第45条―第47条）」を

「第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第44条の2）」を

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第45条―第47条）」を

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第47条の2）」を

に、「第5章」を「第6章」

第2節 人員に関する基準（第47条の3・第47条の4）」を

第3節 設備に関する基準（第47条の5）」を

第4節 運営に関する基準（第47条の6・第47条の7）」を

に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項」を「第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(1) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(2) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第36条に規定す

る指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第83条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

第3条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条第3項中「第40条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくはこれと同等以上の資格を有すると認められる者（規則で定める者に限る。）であって、障害福祉サービスに係る業務に2年以上従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

第6条第1項第2号中「（昭和23年厚生省令第63号）」を削る。

第6条第3項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）
- (3) 児童指導員又は保育士

第7条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 看護職員

第26条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第29条中「前節」を「第4節」に改める。

第30条中「（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削る。

第31条中「指定通所介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「指定通所介護事業者等」に、「同条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第31条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等については適用しない。

第31条の2第1号中「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）」を削り、同号ただし書中「（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号ただし書中「であるものにあつては、」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護

事業所であるものにあつては、」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第25条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス条例第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第30条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第25条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。第31条において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第31条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第25条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第31条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第31条の2において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに共生型生活介護（指定障害福祉サービス条例第43条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス条例第74条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス条例第81条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第44条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人以下とすること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第31条の2において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第31条の2において同じ。）又はサ

テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）であるものにあつては、18人以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第31条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準
(準用)

第25条の5 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第33条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 看護職員

第38条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「医療型児童発達支援計画（指定医療型児童発達支援）」と読み替えるものとする。

第40条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第40条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 看護職員

第44条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「放課後等デイサービス計画（指定放課後等デイサービス）」と読み替えるものとする。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第44条の2 第8条、第9条、第13条から第20条まで、第22条から第25条の4まで及び第39条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第7章を第8章とする。

第54条第1項中「並びに」を「、第47条の3第1項並びに」に、「第49条第1項」を「第47条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第49条第1項に改める。

第6章を第7章とする。

第51条及び第52条を次のように改める。

（準用）

第51条 第47条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第52条 削除

第53条中「及び」を「、」に、「の規定」を「及び第47条の6の規定」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「保育所等訪問支援計画（指定保育所等訪問支援）」と読み替えるものとする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第47条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第47条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

（準用）

第47条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第47条の3第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第47条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第47条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかななければならない。

（準用）

第47条の7 第13条から第15条まで、第18条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画（指定居宅訪問型児童発達支援）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、改正後の第26条第1項第1号の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）

第5条第4項及び第6条第5項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により指定を受けている改正前の第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第21条―第24条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第20条の2―第20条の4）」に、

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第21条―第24条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条・第45条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第43条の2―第43条の5）」に、

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第44条・第45条）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第53条）」を

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第52条の2－第52条の4）」に、「第5節 基
 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第53条）」
 準該当障害福祉サービスに関する基準（第75条・第75条の2）」を
 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第74条の2－第74条の4）」に、「第5節 基
 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第75条・第75条の2）」
 準該当障害福祉サービスに関する基準（第82条・第82条の2）」を
 「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第81条の2－第81条の4）」に、「第13章 共
 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第82条・第82条の2）」
 「第12章の2 就労定着支援
 第1節 基本方針（第102条の2）
 第2節 人員に関する基準（第102条の3・第102条の4）
 第3節 設備に関する基準（第102条の5）
 第4節 運営に関する基準（第102条の6－第102条の9）
 同生活援助」を 第12章の3 自立生活援助 に、
 第1節 基本方針（第102条の10）
 第2節 人員に関する基準（第102条の11・第102条の12）
 第3節 設備に関する基準（第102条の13）
 第4節 運営に関する基準（第102条の14・第102条の15）
 第13章 共同生活援助」
 「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運
 営に関する基準」を
 「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運
 営に関する基準
 第1款 基本方針（第107条の2）
 第2款 人員に関する基準（第107条の3・第107条の4）
 第3款 設備に関する基準（第107条の5） に、
 第4款 運営に関する基準（第107条の6・第107条の7）
 第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運
 営に関する基準」
 「第107条の2」を「第107条の8」に、「第107条の3・第107条の4」を「第107条の9・第107条
 の10」に、「第107条の5」を「第107条の11」に、「第107条の6－第107条の8」を「第107条の
 12－第107条の14」に改める。
 第1条中「並びに」を「、第41条の2第1項各号並びに」に改める。
 第2条第8号中「指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業」を
 「指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービス
 をいう。第43条の2において同じ。）の事業、指定通所支援基準条例第47条の2に規定する指定居
 宅訪問型児童発達支援の事業」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加え
 る。
 (8) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた
 者による指定障害福祉サービスをいう。
 第6条第1項中「第107条の2」を「第107条の8」に改める。
 第24条中「前節」を「第4節」に改める。
 第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。
 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準
 （共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）
 第20条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業
 を行う指定訪問介護事業者（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第20条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第20条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第7条及び前節（第20条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第44条第1号を次のように改める。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

第45条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第53条、第75条の2及び第82条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第53条、第75条の2及び第82条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第53条、第75条の2及び第82条の2において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第53条、第75条の2及び第82条の2において同じ。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第45条第1号中「指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第75条の2及び第82条の2において」に改め、同号ただし書中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第53条、第75条の2及び第82条の2において」に改め、同条第2号ただし書中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第43条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第43条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護

事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第43条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(第53条、第75条の2及び第82条の2を除き、以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(第53条、第75条の2及び第82条の2を除き、以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。第75条の2及び第82条の2を除き、以下同じ。)の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第74条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第81条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第25条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第44条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第74条の3及び第81条の3において同じ。)を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第45条第1号において同じ。)(第53条、第75条の2及び第82条の2を除き、以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)であるものにあつては、18人以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(第53条、第75条の2及び第82条の2を除き、以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。第53条、第

75条の2及び第82条の2を除き、以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。第74条の3及び第81条の3において同じ。)を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準
(準用)

第43条の5 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第27条、第29条、第31条、第33条、第34条、第36条、第38条及び前節(第43条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第53条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第2号ただし書中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第52条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第73号)第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第52条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第52条の4 第10条、第11条、第16条から第19条まで、第27条、第31条、第33条、第42条、第46条及び前節(第52条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第60条第1項中「サービス利用計画(」を削り、「重度障害者等包括支援サービス利用計画をいう。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第70条中「、身体障害者(障害児を除く。)に対して」を削る。

第75条の2中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号ただし書及び第2号ただし書中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第74条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第74条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準

（準用）

第74条の4 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第27条、第29条、第31条、第33条、第34条、第38条、第41条、第42条、第70条及び前節（第74条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第76条中「、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して」を削る。

第82条の2中「の各号」を削り、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第1号ただし書及び第2号ただし書中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第81条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第81条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準
(準用)

第81条の4 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第27条、第29条、第31条、第33条、第38条、第41条、第42条、第76条及び前節（第81条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第12章の次に次の2章を加える。

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第102条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第102条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 就労定着支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定就労定着支援事業所の従業者の基準は、規則で定める。

(準用)

第102条の4 第27条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第102条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第102条の6 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(運営規程)

第102条の7 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

(記録の整備)

第102条の8 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第102条の9 第10条、第11条、第15条から第18条まで及び第29条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」と

あるのは、「就労定着支援計画（指定就労定着支援）」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

第1節 基本方針

第102条の10 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第102条の11 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 地域生活支援員
- (2) サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定自立生活援助事業所の従業者の基準は、規則で定める。

（準用）

第102条の12 第27条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第102条の13 第102条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第102条の14 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。）又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（準用）

第102条の15 第10条、第11条、第15条から第18条まで、第29条、第102条の7及び第102条の8の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護）」とあるのは、「自立生活援助計画（指定自立生活援助）」と読み替えるものとする。

第107条の8を第107条の14とし、第107条の2から第107条の7までを6条ずつ繰り下げる。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 基本方針

第107条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者)

第107条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者
- (4) 夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）

2 前項に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者の基準は、規則で定める。

(準用)

第107条の4 第105条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第107条の5 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、入所施設と共同生活住居が同一敷地内にあることが、支援上必要であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第107条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第46条に規定する指定短期入所（第47条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(準用)

第107条の7 第10条、第11条、第16条から第18条まで、第31条、第33条、第34条、第42条、第106条の2及び第106条の3の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

附則第2項中「第107条の5」を「第107条の11」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定を受けている改正前の第7条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、改正後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「）の事業及び」を「）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第28条中「、身体障害者（障害児を除く。）に対して」を削る。

第31条中「、知的障害者（障害児を除く。）又は精神障害者（障害児を除く。）に対して」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例

山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

	金 額	
別表第1項の表中		351,000円
		202,500円
		2,200円

を

	1,800円
	1,800円

金 額	
第8条第1項第2号イからハまでに掲げる日以外の日の午前9時から午後5時まで	左記以外の時間
	351,000円
	202,500円
2,200円	4,800円
1,800円	4,400円
1,800円	4,400円

に改め、同表の備考中

第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、第8条第1項第2号イからハまでに掲げる日以外の日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は平日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

	顕 微 鏡 試 験	1 試 験 1 試 料	5,560円
--	-----------	-------------	--------

を

	顕 微 鏡 試 験	1 試 験 1 試 料	7,060円
	ロボット模擬動作試験	1 時間	4,510円

に、

「4,920円」を「5,950円」に改め、同表の備考第3項中「4,920円」を「5,950円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県文化基本条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県文化基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第11条）

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興等（第12条－第17条）

第2節 文化に親しむ環境づくり（第18条－第21条）

第3節 文化をはぐくむ人づくり（第22条－第26条）

第4節 文化を活用した社会づくり（第27条－第30条）

附則

私たちの郷土、山形県は、秀麗な山々が県境を守り、最上川が悠揚として県土を貫き、日本海へ流れる。日本百名山中の六座を擁し、四季が鮮やかに移ろう中、山々に降り注ぐ慈雨は沢となり、滝となり、川となり、森を抜け、野を走る。降り積もる雪は、幾星霜を経て数多の湧水となり、悠久の古から人々の暮らしを潤してきた。

郷土が生んだ日本最高峰とも称せられる歌人齋藤茂吉は、故郷を讃え、誇らしく詠み上げた。

陸奥をふたわけざまに聳えたまふ蔵王の山の雲の中に立つ

みちのくの出羽のくにに三山はふるさとの山恋しくもあるか

最上川の上空にして残れるはいまだうつくしき虹の断片

私たちは、古来、山や川、草木などの自然を崇め自然と共に生きてきた。自然への畏敬や感謝の心は、出羽三山への信仰や草木塔の造立など精神性豊かな文化を創り上げてきた。国宝土偶「縄文の女神」は、縄文の時代にもそのような精神文化が存在したことを示す貴重な証である。

江戸時代には、最上川舟運により、出羽山形の逸品たる紅花や青苧、米が運ばれ、帰り船で雛人形など上方の文物が伝えられ、最上川は様々な文化資産を県内各地にもたらした。また、本県には、黒川能などの無形文化財や県郷土館「文翔館」などの有形文化財が数多く遺され、地域の宝として大切に守り継がれている。匠が熟達の技により受け継いできた伝統工芸や地域に伝わる郷土料理、伝統野菜などの豊かな食文化も本県が誇る文化である。そして、形あるものには空間を彩るデザインすなわち意匠が施され、文化の一翼を担っている。

このように多彩な文化がはぐくまれてきた自然や風土のもと、本県では、歌人や作家、思想家、画家など日本を代表する文化人が輩出し、県内外の文化の発展に寄与してきた。

さらに、東北初のプロの交響楽団や美術館などによる質の高い芸術活動のほか、国際的な映画祭や特色豊かな芸術祭など新たな取組にも国内外から注目が集まるようになり、本県の文化は多様な広がりを見せている。今後は、伝統的文化の現代社会における意義を確立するとともに、新しい文化の創造への挑戦を認容し、伝統と新たなものの融合を図りつつ、共に発展し続けることが肝要である。

文化は、人々に喜びや感動、心の安らぎをもたらし、人々の感性や創造する力を培い、人々が互いに理解し、尊重し合うための社会の礎である。また、地域に存する文化を知ることは、地域への

誇りや愛着をはぐくみ、生きる力となる。

人口減少の克服に向けた地方創生の取組が進められる中、地域の^{きずな}絆や自然と人との絆を見つめ直すものとして文化が再評価され始めており、生涯活躍を支える健康と生きがいづくり、観光振興による地域や経済の活性化など様々な分野においても、文化がその役割を果たすことが一層期待されている。

本県における日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、交流人口の拡大に向けた機運が高まる中、本県の文化活動の拠点となる山形県総合文化芸術館の開館を契機に、県民一人ひとりが文化活動の主役であることを再認識し、文化に関わる多様な主体が思いを一つにして、本県文化の推進に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、先人が^{たゆ}弛むことなく連綿と紡いできた県民共通の財産である本県の文化を未来へ継承すること、及びその多様な可能性を人づくり、社会づくりに生かし、文化のより一層の発展と創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の推進（文化を保護し、継承し、振興し、発展させ、又は創造することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の推進に当たっては、県民が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、県民の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化の推進に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、生涯を通じて、県民が等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の推進に当たっては、本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるとともに、文化を通じて、県民が郷土への誇りと愛着を持つことができるよう、及び地域社会の^{きずな}絆がはぐくまれるよう考慮されなければならない。
- 5 文化の推進に当たっては、本県の風土及び歴史に培われてきた特色ある文化が、県民の共通の財産であるという認識の下、その多様性が尊重されるとともに、将来の世代に着実に継承されるよう考慮されなければならない。
- 6 文化の推進に当たっては、本県の文化が国内外に広く周知されることが地域及び経済の活性化にとって重要であることに鑑み、本県の文化の積極的な発信及び文化を通じた多様な交流の拡大が図られるよう考慮されなければならない。
- 7 文化の推進に当たっては、文化により生み出される多様な可能性を地域及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化の推進に当たっては、県民、文化の推進を図るために文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村並びに県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう十分

配慮するものとする。

3 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化に関する施策を効果的に推進するものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（文化団体等の役割）

第5条 文化団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性をはぐくむことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市町村との連携）

第8条 県は、文化に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

（文化推進基本計画）

第9条 県は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めるものとする。

（推進体制の整備）

第10条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興等

（芸術の振興）

第12条 県は、文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化等の振興）

第13条 県は、華道、茶道その他の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能等の継承及び発展）

第14条 県は、雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能及び年中行事、民俗芸能その他の地域の伝承文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（特色ある文化の継承及び発展）

第15条 県は、本県の精神文化（自然を尊び、自然に感謝する心が生み出した文化をいう。）、舟運により築かれた文化、伝統的な技術又は技法等による伝統工芸、地域の豊かな食文化その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第16条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）が、適切

に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（デザインの保存及び活用）

第17条 県は、服飾、家具、工芸品、建築その他の物件が持つ文化的価値が高いデザインの保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第2節 文化に親しむ環境づくり

（県民の文化に親しむ機会の充実）

第18条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（文化施設の充実及び活用促進）

第19条 県は、美術館、博物館、文化ホールその他の文化施設の充実及び活用の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（事業者による文化活動等の促進）

第20条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動及び文化活動に対する支援を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（文化情報の収集及び提供）

第21条 県は、本県における文化活動の促進を図るため、文化に関する情報を収集し、及び提供するものとする。

第3節 文化をはぐくむ人づくり

（県民の文化発信力の向上）

第22条 県は、県民が郷土への誇りと愛着を持って本県の文化について発信できるよう、本県の文化に関する普及啓発、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の本県の文化に対する県民の理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（子どもの創造性等の育成）

第23条 県は、子どもの創造性及び感性並びに郷土への誇りと愛着をはぐくむため、幼少期から文化を鑑賞し、及び体験する機会を創出することその他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者及び障がい者の文化活動の促進）

第24条 県は、高齢者及び障がい者が、積極的に文化活動に参画することができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化の担い手の育成及び確保）

第25条 県は、創造的な文化活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動について指導を行う者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する文化の担い手が行う文化活動を支援するため、文化に関するボランティア活動の推進を図るよう努めるものとする。

（顕彰）

第26条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の推進に寄与した者を顕彰するものとする。

第4節 文化を活用した社会づくり

（文化の活用による地域の活性化）

第27条 県は、文化の活用による地域の活性化を図るため、地域住民が主体となって取り組む文化を通じたまちづくりその他の活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（文化の活用による経済の活性化）

第28条 県は、文化の活用による経済の活性化を図るため、伝統工芸、食文化その他の文化を生かした産業の振興の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（文化の活用による観光振興）

第29条 県は、国内外からの来訪者の拡大を図るため、本県の特色ある文化の観光資源としての活

用の推進に必要な施策を講ずるものとする。

（文化に関する情報発信及び交流の推進）

第30条 県は、第27条から前条までの施策を効果的に推進するため、本県の文化に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するとともに、文化に係る交流の推進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県総合文化芸術館条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県総合文化芸術館条例

（設置）

第1条 本県の文化芸術活動、多様な交流及び本県の魅力の発信の拠点として地域の活性化に資するため、山形県総合文化芸術館（以下「総合文化芸術館」という。）を山形市に置く。

（使用の許可）

第2条 総合文化芸術館の施設又は設備で別表第1に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に総合文化芸術館の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用の不許可）

第3条 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 総合文化芸術館の管理上適当でないと認めるとき。

(3) その他総合文化芸術館の設置の目的に反すると認めるとき。

（使用の許可の取消し等）

第4条 知事は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命じることができる。

(1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。

(2) 当該許可に付した条件に違反したとき。

(3) その他総合文化芸術館の管理上特に必要があると認めるとき。

（使用料の徴収等）

第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が総合文化芸術館の管理を行う場合を除き、使用者及び駐車場を使用する者から別表第2に定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第6条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者）

第7条 総合文化芸術館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、総合文化芸術館の管理を行うものとする。

(1) 別表第1第1項に掲げる施設については、午前9時から午後10時までの時間は閉館時間としないこととし、それ以外の時間も使用者の利便性に配慮して利用できることとすること。

(2) その他総合文化芸術館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて総合文化芸術館の開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、総合文化芸術館を臨時に開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 総合文化芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 総合文化芸術館の運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、総合文化芸術館の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者が総合文化芸術館の管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者が総合文化芸術館の管理を行う場合にあつては、使用者及び駐車場を使用する者は、施設等及び駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 総合文化芸術館の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1

1 施設

(1) 大ホール

(2) 楽屋

小楽屋1、小楽屋2、小楽屋3、小楽屋4、中楽屋1、中楽屋2、中楽屋3、大楽屋1、大楽屋2、大楽屋3

(3) スタジオ

スタジオ1、スタジオ2

(4) 練習室

練習室1、練習室2、練習室3、練習室4

(5) 会議室

会議室1、会議室2、会議室3

(6) 多目的スペース

ロビー、ピロティ、イベント広場

2 設備

規則で定める設備

別表第2

1 施設等

区分			金額						
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	
大ホール	全席使用	土曜日等	43,100円	62,100円	79,900円	105,200円	142,000円	185,100円	
		上記以外の日	35,600円	53,200円	67,100円	88,800円	120,300円	155,900円	
	1階席及び2階席使用	土曜日等	34,400円	49,600円	63,900円	84,000円	113,500円	147,900円	
		上記以外の日	28,400円	42,500円	53,600円	70,900円	96,100円	124,500円	
	1階席のみ使用	土曜日等	30,100円	43,400円	55,900円	73,500円	99,300円	129,400円	
		上記以外の日	24,900円	37,200円	46,900円	62,100円	84,100円	109,000円	
	ホワイエのみ使用							1平方メートル当たり 70円	
	小楽屋1 小楽屋2			700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
	小楽屋3 小楽屋4			400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円

中楽屋 1	全部使用	600円	800円	800円	1,400円	1,600円	2,200円
	分割使用	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円
中楽屋 2 中楽屋 3		400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円
大楽屋 1		900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円
大楽屋 2 大楽屋 3		700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円
スタジオ 1		5,200円	6,400円	6,400円	11,600円	12,800円	18,000円
スタジオ 2	全部使用	5,800円	7,000円	7,000円	12,800円	14,000円	19,800円
	分割使用	2,900円	3,500円	3,500円	6,400円	7,000円	9,900円
練習室 1		3,200円	3,900円	3,900円	7,100円	7,800円	11,000円
練習室 2		1,700円	2,100円	2,100円	3,800円	4,200円	5,900円
練習室 3		1,700円	2,000円	2,000円	3,700円	4,000円	5,700円
練習室 4		500円	600円	600円	1,100円	1,200円	1,700円
会議室 1 会議室 2 会議室 3		1,200円	1,400円	1,400円	2,600円	2,800円	4,000円
ロビー							1平方メートル当たり 70円
ピロティ							1平方メートル当たり 10円
イベント広場							1平方メートル当たり 10円

規則で定める設備

規則で定める設備ごとに規則で定める額

備考

- 1 この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
 - 2 大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の使用者が入場料金（いずれの名義であるかを問わず、入場者から領収する入場の対価をいう。以下同じ。）を領収する場合において、入場料金の額が1,000円以上3,000円未満のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）の1.5倍に相当する額、入場料金の額が3,000円以上5,000円未満のときは基本額の2倍に相当する額、入場料金の額が5,000円以上7,000円未満のときは基本額の2.5倍に相当する額、入場料金の額が7,000円以上のときは基本額の3倍に相当する額とする。
 - 3 専ら練習、準備又は後始末のため大ホールを使用する場合は、全席を使用した場合の基本額の2分の1に相当する額とする。
 - 4 別表第1第1項に掲げる施設の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合は、基本額（第2項又は前項の規定が適用される場合にあっては、これらの規定により算出した額。次項において同じ。）に、規則で定める額を加算した額とする。
 - 5 この表に掲げる施設（ロビー、プロティ及びイベント広場を除く。）の使用に当たり冷暖房を使用する場合は、基本額に、規則で定める額を加算した額とする。
 - 6 大ホール（ホワイエのみを使用する場合に限る。）、ロビー、プロティ及びイベント広場の使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
 - 7 算出した使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2 駐車場
規則で定める額

山形県主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例

山形県主要農作物種子法の実施に関する条例（昭和27年7月県条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県営土地改良事業分担金等徴収条例

第1条中「行なう」を「行う」に、「基づき分担金」を「基づく分担金及び法第91条の2の規定に基づく特別徴収金」に改める。

第5条の2の見出しを「（特別徴収金）」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

県は、県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、第1号に規定する額から第2号に規定する額を差し引いて得た額とする。

(1) 特別徴収金の徴収に係る県営土地改良事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合（次号において「徴収割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 特別徴収金の徴収に係る県営土地改良事業につき第2条第1項の規定により徴収する分担金の額、同条第2項の規定により徴収する分担金に相当する額の金額の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定により徴収する負担金の額を合算した額に、徴収割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第5条の2第3項中「転用」を「特別徴収金の徴収」に、「こえない」を「超えない」に、「の分担金」を「及び第3項の特別徴収金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 県は、法第87条の3第1項の規定に基づく県営土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から当該機構関連事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める場合に該当する場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

4 前項の特別徴収金の額は、第1号に規定する額から第2号に規定する額を差し引いて得た額とする。

(1) 特別徴収金の徴収に係る機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合（次号において「徴収割合」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) 特別徴収金の徴収に係る機構関連事業につき法第91条第6項の規定により徴収する負担金の額に、徴収割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第6条中「分担金」を「分担金及び特別徴収金」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第5条の2及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後新たに着工される県営土地改良事業について適用し、同日前に着工された県営土地改良事業については、なお従前の例による。

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同条第2項第6号中「、カーブミラー及びパーキングメーター」を「及びカーブミラー」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（点検）

第12条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期に点検を行い、必要が生じたときは、修繕その他の措置を講じなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 第6条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者（前項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとする者を除く。）は、規則で定めるところにより、前項の規定による点検及び措置の内容を知事に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項第6号の改正規定は公布の日から、同条第1項第1号イの改正規定は同年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第40号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の4の次に次の1条を加える。

第1条の4の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第41号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例（昭和44年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

占用物件	占用料			
	単位	所在地		
		第1級地	第2級地	第3級地

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	440	350	300
	第2種電柱		680	540	470
	第3種電柱		920	730	630
	第1種電話柱		400	320	270
	第2種電話柱		630	500	440
	第3種電話柱		870	690	600
	その他の柱類		40	32	27
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トルにつき1年	4	3	3
	地下に設ける電線その他 の線類		2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	390	310	270
	地下に設ける変圧器	占有面積1平 方メートルに つき1年	240	190	160
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき1 年	790	630	540
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		330	270	230
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,700	960	670
その他のもの	占有面積1平 方メートルに つき1年	790	630	540	

法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満 のもの		長さ1メー トルにつ き1年	17	13	11
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの			24	19	16
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			36	28	24
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			47	38	33
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			71	57	49
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			95	76	65
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			170	130	110
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			240	190	160
	外径が1メートル以上の もの			470	380	330
法第32条第1項第3号及び第4号に 掲げる施設			占用面積1平 方メー トルに つき1年	790	630	540
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上の もの		Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			870	480	340
	地下に設ける通路			520	290	200
	その他のもの			790	630	540

法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占用面積1平 方メートルに つき1日	17	10	7
	その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	170	96	67
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	170	96	67
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,700	960	670
	標識		1本につき1 年	630	500	440
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1 日	17	10	7
		その他のもの	1本につき1 月	170	96	67
	幕（令第 7条第4 号に掲げ る工事に 関する設 置物であ るものを 除く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平 方メートルに つき1日	17	10	7
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	170	96	67
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1 月	1,700	960	670
		その他のもの		870	480	340
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平 方メートルに つき1年	790	630
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額		

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	170	96	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			79	63	54	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額				
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額			

	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.034を乗じて得た額		
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車 専用道路（高架のものに 限る。）の路面下に設け るもの	Aに0.017 を乗じて得 た額	Aに0.019 を乗じて得 た額	Aに0.024 を乗じて得 た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額		

別表の備考第2項第2号中「西村山郡河北町」を「西村山郡河北町、東置賜郡高島町」に改め、同備考第8項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可をした道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの（同日以後に当該許可に係る期間が更新された道路の占用を含む。以下「既存占用」という。）に係る平成30年度以降の各年度分の占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条及び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合は、この限りでない。
 - (1) 平成30年度 当該既存占用について、改正前の第2条及び別表並びに山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第29号）附則第2項の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 平成31年度以降の各年度 当該既存占用に係る前年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。
附則第3項及び第4項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第43号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舍指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,817	人 348	人 60	人	人	人 356	人	人 20	人 6,601
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	816	26		83	23	50		65	1,063
県立高等学校	1,850	55			151	153	13	112	2,334

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第4の(5)の項中 「11,000円」 を 「9,900円」 に改め、同表の(7)の項中 「15,000円」 を

「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表の備考第5項中「8,000円」を「8,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第45号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山形県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 診療科目は、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科及び麻酔科とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年3月20日印刷 発行所 山形県庁
平成30年3月20日発行 発行人 山形県